

Title	<批評・紹介>川越泰博著 明代中國の軍制と政治
Author(s)	奥山, 憲夫
Citation	東洋史研究 (2002), 60(4): 784-793
Issue Date	2002-03-31
URL	https://doi.org/10.14989/155402
Right	
Type	Journal Article
Textversion	publisher

川越泰博著

明代中國の軍制と政治

奥山憲夫

一

軍制史は、明代史の中でも最も若い分野に属するが、本書の著者川越泰博氏は、其の開拓者であり、殆んど獨力でこの分野を切り開いてきた。當該分野のレベルは、そのまま著者の研究の歩みによってきたといつても過言ではない。著者は、研究に當っては極めて精力的で、既に多くの著書があるが、近年に限っても『明代建文朝史の研究』（汲古書院、一九九七年）、『明代異國情報の研究』（汲古書院、一九九九年）があり、立て続けに大著を發表してこられた。

この間、著者の研究は、内容の面から三つの時期に分けられる。第一は、あらゆる史料を博搜しつづつ、明朝軍事體制の制度面を手堅く考察し、軍制史研究の旗手としての位置を確立した時期で、本書前編の第一・三・四章がこの範疇に属する。第二は、東洋文庫に收藏されていた一三衛一四種の衛選簿を發掘して、衛所官家の世襲の實態を解明し、軍制史研究の新しい局面を開いた時期である。前編第五・六・七章がその代表作である。第三期は、九〇年代以後だが、軍事史の視點を基礎に置きながら、政治史研究に力を注いできた。

『明代建文朝史の研究』や本書前編第二章・後編がその成果である。本書は分量的にも七〇〇頁をこえ、内容的にも一〜三の全期に

互る論考を含む大著である。紙幅を節約する爲、目次は省略して、簡評を附しながら各章の内容を紹介したい。

二

前編・第一部・第一章「海防活動」、海寇や海禁に關しては従來から研究の蓄積があるが、海防の軍事機構や、その運用の實態等、純軍事面からの考察は、本章を以って嚆矢とする。まず豊富な個別事例を通じ、守禦千戶所や水寨・營・烽候等と沿海衛の關係が検討される。其の結果、下部機關相互では、兵員の派遣等は行われず、個別に衛に連關していたことを明らかにし、沿海衛を中心に海防體制が組み上げられていたことを指摘する。その任務は巡航と戦守だが、巡航には、海寇の出没期に合わせて、二〜五月の大汎と九・一〇月の小汎があり、軍船五〇艘、五〇〇〇人を標準としたという。更に軍士・軍糧・軍船の確保について検討し、軍糧は屯田糧・民運糧が集積の主力で、開中法は行われた形跡がない等の興味深い指摘がなされる。六八頁表7で、各種軍船の建造費を示し、維持の爲に三・六・九年ごとに修理されたことを明らかにする。本章は、著者の實質的なデビュー論文である「明代海防體制の運營構造」（『史學雜誌』八一—六、一九七二）を基礎にしたものである。制度は規定と運用を別に考える必要があるが、著者は、先驅者として、雙方を合せて考察せねばならなかった。本章のみで四〇種の史料が使われており、規定と運用の兩者を具備した非常に手堅い論考である。

第二章「親征軍」、本章では、北邊に目を轉じ、土木の變に動員された軍の運用と政治的側面を考察する。事件の性格上、實録等の史料では親征軍の實態は解明できないとし、衛選簿を活用する。先

ず、衛選簿中の如何なる記事が、土木の變關係の史料として使い得るかを慎重に検討し、抽出した六三例を表一（八七頁）に示した。この分析を通じ、親征軍が親軍衛と京營で編成されたが、通常の番上軍以外の衛軍も含まれており、北直隸・山西・陝西の廣範な地域から動員されていたことを明らかにする。非常に興味深い指摘である。エセン侵入の報は七月一日に届き、一六日には出陣となった。確かに倉卒の間の行動に見えるが、一二日に京營軍に莫大な行糧・武器を支給しており、それは事前の周到な準備がなければ不可能なことだったと述べる。この點に關して、筆者はやや見解を異にするので後述する。以上の二點から、親征は、王振が英宗や群臣を強引に引きずって起こした無計畫な行動ではなく、事前の覺悟と準備があつたのだと結論づけた。動員範圍の確定は、著者ならではの論據で、新鮮な結論である。本章も含め、以下の三〜七章のもとになった諸論考の初出誌名と發表年次は六九九頁に示されている。

第三章「班軍番上制」、京營は明朝軍事力の中核であり、京衛と外衛番上軍によって編成されて、京師の防衛に任じた。本章は、外衛の班軍番上に焦點を當てたものである。外衛軍は、基本的な成軍・屯軍に加えて、運軍・班軍の任務があり、班軍は南北直隸・山東・河南・陝西等の衛所から、春秋二班に分れて上京した。山東を例にとると、番上軍は、表一（一二二頁）に示すように、各衛兵員數の五〇〜八〇パーセントを占めたという。班軍番上の地域分布を分析すると、北直隸は六三衛中の五四衛、つまり八六パーセント、山東は八六パーセント、河南は六六パーセント、山西は三二〜三五パーセント、陝西は一二パーセント、南直隸が七二パーセントとなつた。番上軍を出すのは以上の六地域だが、南北直隸と山東の比率

が高く、河南がこれに次ぎ、山西・陝西が低い。このような班軍番上制の運営法は、宣徳元〜二年の間に確立されたという。本章は、次章と姉妹をなす雄篇である。

第四章「班軍番成制」、本章では、北邊防衛の主力となつた諸軍鎮の兵力がどこから調撥され、どのように機能したのかを考察する。先ず、延綏鎮を例にとつて、兵力源を表一（一六〇頁）に示す。同鎮の兵力構成が一目瞭然である。次いで、諸鎮に番成軍を出した衛所を丹念に特定し、地域分布を明らかにする。その結果、北直隸諸衛の中の六八パーセント、山東は三三パーセント、河南は五三パーセント、山西は五四パーセント、陝西は四二パーセント、南直隸は二七パーセントとなつた。第三章で示した番上軍と比率の高低が逆轉しており、相互に補充する體制だったという。更に、九邊鎮の各々の兵力組成を検討し、地元の衛所軍が中心で、他からの番成軍が副次的に配置されるのが原則だったことを確認した上で、各鎮ごとの特殊性を詳述する。かかる番成制は正統二〜九年の間に定制化した。當初、番上・番成雙方を負擔する衛所があり、弊害を生じたが、弘治一二年以後、専從の番成軍が成立したという。

第二部・第五章「新官と舊官」、本章と次の六・七章は、衛選簿を驅使して、衛所官家の世襲の實態を始めて明らかにした論考で、著者の獨擅場ともいふべき分野である。本章では、靖難の役で、燕王軍に参加した軍官の子孫である「新官」と、それ以外の「舊官」では、世襲の條件が異なっていることに注目し、其の實態を解明しようとする。慎重な手續を経て、衛選簿から一五三例を抽出し、表一（二四〇〜二四六頁）に掲げるが、表そのものが壓觀である。この分析の結果、舊官の子孫は、一四歳で全俸優給が終了し、一五

歳で資格審査である比試を受け、合格して始めて襲職が認められたこと、一方、新官は一五歳まで全俸優給を受け、比試を免除されて一六歳で襲職できたことが明らかにされる。このような新官優遇の規定は永樂初から實施されたという。會典等に記載された規定の、運用の實態を確認するのは大變難しい場合が多いが、豊富な事例によつて詳細に解明できるのは衛選簿の威力である。

第六章「借職制」、衛所官家の世襲には、現任者の老疾による「替」と、死亡による「襲」の別があり、繼承の優先順は嫡長男・嫡長孫・次嫡・庶長男で、いずれも不可能な時には弟姪が繼ぐという。前二者が正規のもので、他は「借職」と稱される臨時措置であった。著者は、衛選簿から抽出した借職の一六六例を表一(二七七～二八七頁)に示す。非常な勞作で、見事な表である。この表を分析し、先ず、借職の際の續柄は、親弟・親姪が多いことを指摘する。次に、嫡長男・孫があつても借職されたケース六八例を検討し、襲替すべき人物が病氣・幼年等の場合、このような處置がとられたことを明らかにする。更に、現任者と借職者の年齢を表六(三一五頁)・表七(三二八頁)で示し、各々六〇～七〇歳、一六～四〇歳だったと述べる。其の際、現任者と借職者のポストが同じ例が八六パーセントを占めたという。借職の案件が生じると、當該衛所による保送・保勤↓本人の兵部への出頭↓兵部の調査↓比試の手續きがとられる。本來の嫡長男・孫が成長するなど條件が満たされれば、職は返還されるのが原則だが、實際には借職者の子孫が繼承する例が四八パーセントにのぼつたという。山西の玉林衛の場合、全衛所官八五家の中、六三パーセントの家が、一度は借職を経験していたと述べ、借職のシステムが、衛所官家の存続に大きな役割を果

したことを指摘する。著者は、事例の抽出に當つては、極めて慎重であり、例外は一件ごとに検討を加えつつ、全體的な原則を導きだす。非常に手堅い實證は、著者の一貫した姿勢である。

第七章「優養制」、繼承すべき舍人が幼年の場合、實務を免除され、新官ならば一五歳、舊官は一四歳まで俸給の全額を支給する「優給」の制度があつた。更に、これと別に「優養」というシステムがあり、本章ではその運用の實態を考察する。衛選簿中より、七〇の優養事例を抽出し、對象者ごとに検討を加える。衛所官本人の二七例を表一(三五七頁)で示されるが、後繼者がなく年老・老疾と認定されると、六〇～七〇歳で優養を受けた。支給額は、洪武六年には一律三石とされたが、二〇年に現職時の全俸を給されることになつたという。この外、舍人が一五・一六歳に達しても病氣等で實務に着けない場合や、事情によつては現任者の父・祖父・親弟・親叔・堂弟も優養の對象になつたという。更に、男子ばかりでなく、寄る邊ない祖母・母・娘にも月五石、妻には二石が支給された。妻が少ないのは、優養期間が長くなる爲ではないかという。各々の優養期間については、新官が終身、舊官は一〇年だが、いずれも繼承者たる男子の誕生を期待しての措置で、この間男子が生まれなければ、その後は「爲民」の處置がとられた。女性の場合、祖母・母・妻は終身だが、娘に關しては舊官が一四歳、新官が結婚するまでとされた。優養の規定は、洪武六年に始まり、二〇年に一應完備したが、永樂帝によつて新・舊官の規定が加味され、其の後に繼承されたという。以上の五・六・七章は、従六品の所鎮撫から正三品の指揮使に至る衛所官家の世襲の實態を具體的に解明した論考だが、明朝政府が衛所官家の繼承に細心の注意を拂つていたことが

看取できる。

三

後編は、本著の爲に新たに書き下された部分だが、優に一冊になり得る内容と分量をもつ。著者は、後編の狙いについて「政治と軍事との關係、およびその展開過程の解明を主軸にしなが、併せて諸日程に關わる多くの未解決・疑問の諸點についても検討しつつ、回鑿發議から回鑿開始に至るまでの全過程を明らかにしたいと思う。」(四三七頁)と述べる。英宗に扈從した錦衣衛校尉の袁彬や通事楊銘などの、比較的身分の軽い當事者の生々しい史料を驅使し、土木の變から英宗の歸還までの錯綜した一年間の政治・軍事の動向を活寫する。さながら緊迫した實況放送をみるような臨場感に満ちている。

第一章「回鑿發議」、土木の變直後、モンゴル側では、英宗の取り扱いについて議論があり、エセンは乃公らの強硬論を斥け、伯顔帖木兒の主張に沿って、早期返還・早期賠償の方針を決定したという。その方針により、モンゴル軍は八月一七日に宣府に接近したが、總兵官楊洪は、交渉に應ずる姿勢を示さなかつた。ついで八月二日大同に赴くと、總兵官劉安は、英宗に謁見し、備蓄の銀兩を供出したが、劉安は郕王の殿しい叱責を被ってしまった。九月一六日に都指揮僉事季鐸らが、明廷からの第一回目の使者として、虜庭に在る英宗のもとに到着したが、それは英宗返還の交渉の爲ではなく、九月六日に郕王が即位したことを告げ、英宗にその承認をもとめるものであったという。本章を通じ、いわば英宗の扱いに困り、早期返還の方針で、明側との接觸を圖るエセン、歸還を望み、明廷

に「身代金」の提供をもとめる英宗、全く動きを示さない明廷という構圖が浮び上る。

第二章「回鑿拒否」、ここでは明廷内部の動向が考察される。八月二〇日、孫皇太后が英宗の庶長子朱見深の立太子を決め、二二日には詔が出されたが、この段階では、あくまで皇帝は英宗であり、其の歸還・復位が至上の方針だった。一方、明側がエセンの働きかけに應じなかつたのは、モンゴル軍が英宗送還を名目として内地に侵攻するのを警戒した爲で、その代表が二日に兵部尙書に昇格した于謙であった。二六・二八日に宣府・大同總兵官の楊洪・劉安に出された郕王の令旨は、極めて對決色の強いもので「英宗の歸還を完全に拒否」(四六八頁)することになったという。孫皇太后や皇太子の生母周氏は、英宗の歸還を拒否する理由はなく、寧ろ歸還を待ち望む立場であった。しかし、郕王にとって、英宗の不在は「まさに千載一遇の登極の機會であった」(四七三頁)のであり「最早、簡単に手の届くところにある玉座に全く食指を動かさない方が、むしろ普通ではないであろう。」(四七三頁)と述べる。于謙にとつては「郕王を登極させることが、權力基盤の絶對的な確立と維持に直接的に連動」(四七五頁)していた。二三日の午門左門における會議の紛糾を收拾して、諸大臣の信頼を得たことが、于謙の權力掌握の契機になったと分析する。この間、孫皇太后は、英宗の歸還を期待していたが、早急に實現しない場合は、仁宗の王子襄王瞻埒の即位を考えていたという。「明史紀事本末」卷三五「南宮復辟」には、後に景泰帝不豫の際にも襄王の子を迎取しようとする動きがあったことが記されている。相互の排行を考慮する必要があるが、興味深い指摘である。この動きに危機感をもつた「郕王一于

謙ライン」が「八月二十九日に一氣呵成に皇位奪取を敢行した」（四八二頁）のであり、郅王の即位は「實は郅王一于謙ラインによって仕組まれた皇位の篡奪であつたのである。」（四八一頁）と述べ、九月六日の郅王即位に至る動きについて「このような一連の動きを、皇位奪取、あるいはクーデタと断定して、どうして不當であるるか。」（四八四頁）と評價する。大膽かつ新鮮な見解である。

明廷與深くの動きであるから、もとより直接的な史料を示すことは難しいが、状況證據を丹念に積み重ねての判断は、論理的に無理がなく十分に説得的である。孫皇太后に近いとみられる司禮大監金英の動向を加味してもよかつたのではないかと思われるが、どうであらうか。

第三章「交渉開始」、モンゴルから歸京した都指揮僉事季鏞は、九月二八日に再び使者として北京を發し虜廷に赴いた。その際持参したエセン・英宗あての景泰帝の敕書の中で、景泰帝が、自分は英宗の聖旨によって即位したと述べている點に注目し、その正否を考察する。英宗の聖旨を傳えたとされる史料には、「賜書」と「口傳」と二つあるが、綿密な考證の結果、九月一六日以前に英宗が讓位を表明する機會はなく、景泰帝の「捏造」であつたと結論づける。強引に即位してから辻褄を合せようとする景泰帝や、早期の歸還を期待しながら埒外に置かれて、郅王即位を承認せざるを得ない英宗の姿を看取できる。

第四章「虜軍發進」、本章では、一轉して、モンゴル側の動向に焦點をあてる。モンゴル軍が一〇月一日に大同に至つたとある『明實錄』の日附に疑問を呈し、丹念な検討の結果、九月二八日から、蘆溝橋に姿を現した一〇月一日までの行程が、一日きざみで確定

される。この間のモンゴル軍の目的は、明蒙間の講和と英宗歸還の實現であつたという。エセンは一〇月一日・二日に、交渉の爲の使者を送つたが、明側は迎撃してしまふ。著者は、明側の態度について「明側の對應は、回鑿交渉そのものを絶對的に拒否するといふ明廷の姿勢を投影した、極めて硬直したものであつたのである。」（五三九頁）と述べる。

第五章「議和不調」、前章に續き、一〇月一―一五日の經過が綿密に確定・再現される。英宗は、袁彬に筆記させた孫皇太后・景泰帝・群臣宛ての三通の敕を、一・一・二日に明側に傳達しようとしたが果さず、一三日には、德勝門・西直門外で明蒙兩軍が衝突した。ようやく、一四日に指揮使吳良らによって、英宗の敕が明廷に届けられ、翌一五日には、明側から右通政王復・太常寺少卿趙榮がモンゴル陣營に派遣されるに至つた。この間、明廷では、和議を望む聲も出ていたが、「社稷爲重、君爲輕」と主張する于謙に壓服された。于謙にとって、和議を應諾すれば自己の戦略の誤りを認め、權力の保持に支障をきたすことになる。「これを救國の英雄の行爲と稱贊するのは、極めて皮相な見方に過ぎない。」（五六一頁）と述べ、于謙觀の修正をもとめる。論旨とは別に、本章では史料引用の重複がやや目立つ。例えば『明實錄』正統一四年一〇月己未の條や、袁彬の題本の一〇月二日の同一の記事が五四五・五四四・五四七・五六二・五七五頁に引用される。行論の都合上、已むを得ない面があるが、もう少し整理されれば読みやすいのではないか。

第六章「交渉途絶」、一〇月一五日にモンゴル陣營に派遣された王復・趙榮らも、英宗に羊酒等を進獻する爲にすぎず、英宗返還を交渉しようとするものではなかつた。大臣クラスの派遣と交渉をの

ぞむモンゴル側に、其の身分・資格を問題にされ、結局、明廷の態度に疑問をもったエセンは、一六日早朝、モンゴル軍の引き上げを命じた。この後、瓦剌老營に歸着するまでのモンゴル軍の日程が丹念に確定される。英宗返還をめぐる明蒙間の交渉は、しばらく沙汰止みになってしまったのである。この間、明蒙両者の動向が、一日きざみに確定され、敘述は緊迫感に満ちている。

第七章「交戦烈々」、モンゴル軍の北歸後も、明蒙間の交戦は續き、明側では、エセン等の首に莫大な懸賞金をかけるなど、強硬な態度をくずさなかった。しかし、景泰元年四月に入ると、大同參將・都督僉事許貴が講和を提議した。著者は、其の意圖について『明實錄』景泰元年四月辛卯（一八日）の條と『少保于公奏議』卷一所收の兵部の覆奏「兵部爲陳言邊務事」を比較しながら、慎重に検討する。そして、戰略或いは戰術としての講和ではなく、全面的な講和を提案したのだとする。これに對する于謙の判斷は「極めて高壓的であり、モンゴルとの和議の道を探るところか、その道を閉ざすような文言に満ちている。」（六一四頁）ものであり、かつ「和議拒否の論理を展開したものであり、そこには英宗の回鑾拒否の論理が透けて見える。」（六一四頁）のであった。著者は許貴の提案の意圖について六〇四―一二頁にわたって、許貴の經歷や年齢まで勘案しながら、綿密に検討を加えた。一つの記事を讀み込むのに、これだけの手續きを踏むことは、著者の考證の嚴密さを示している。

第八章「交渉再開」、五月に入るとモンゴルの阿剌知院が使者完者脫散らを派遣した。彼らは懷來に留められたが、明廷から大常寺少卿許彬・錦衣衛指揮同知馬政が確認したところ、モンゴル側の講

和・英宗返還の意志が明らかになった。これを受け、六月一日に吏部尚書王直らが、英宗奉迎をもとめて面奏するに至った。景泰帝は請願をしりぞけたが、これを機に、講和推進派が生まれ、于謙らの反講和と對抗することになった。二三日に阿剌知院は再び使者を派遣し、彼らは二六日に京師に至り講和を要請した。二七日に王直らが再び景泰帝に強硬に講和を請願した結果、翌二八日、禮部右侍郎李實・大理寺右少卿羅琦を七月一日に虜廷に派遣することが決められた。景泰―于謙ラインが講和推進派に押された結果であり、著者は「これは于謙にとってまさしく千慮の一失であった。この千慮の一失によって、英宗回鑾への流れができて行くのであるが、それは、中長期的觀點から言えば、于謙の敗北（英宗重祚による于謙の處刑）につながる大きな轉機点でもあったのである。」（六四四頁）と述べる。

第九章「回鑾決定」、李實・羅琦らは七月一日に虜廷に到着し、一日には、エセンから、太監一二人・老臣二―五人の奉迎があれば、英宗を送還する旨を伝えられ、翌二日歸途についた。この間、彼らとすれ違ふように、六日にモンゴル側の使者が講和交渉の爲に明廷に至っていた。景泰帝は、李實らの歸還を待つて對應を決めるとの意嚮を示したが、王直らは新たな使者の派遣を強く求め、七月一日に、右都御史楊善・工部右侍郎趙榮らを派遣することになった。一九日、彼らが懷來に至ったとき、虜廷からの歸途にあった李實らと出會った。ドラマチックな邂逅である。著者が一日きざみで事實經過を確定しているのが臨場感に溢れる。楊善らは、英宗返還の現實性を知った上で北上し、李實らは二日に明廷に還り、エセンの意嚮を報告した。モンゴル側の事情を知った王直・寧

陽侯陳懋らが、英宗奉迎をもとめ、二三日には五軍都督府・六部が四回にわたって同様の上奏を行った。更に、王直らは二四・二五日にも上奏をくり返したが、景泰帝は英宗奉迎に消極的な姿勢を崩さなかった。しかし、楊善らに持参させたエセン宛ての敕書には、彼らが英宗奉迎の爲の使者であるかの如き文言があったという。著者は、景泰帝が、モンゴル向けの建て前と國內向けの本音を使い分け「二枚舌的・意志の表し方」(六七〇頁)をとっていたのだという。ところが、エセンは、英宗奉迎に消極的な景泰帝の本音を忖度せず、敕書の文言をそのまま受けとったので、急速に英宗の歸還が實現することになったと述べる。

終章「回鑾開始」、英宗が虜廷を出發した日附は、八月一・二・六・八日と四つの説があるとし、六八五―九二頁で検討を加え、八日と確定する。一二日は宣府、一四日には居庸關に至り、商輅・王謙・許彬ら諸大臣の奉迎を受けることになった。錯綜を極めた一年間の動向を、個々のできごと、その内容・日附等を丹念に決定しつつ解明した迫力にみちたドキュメントであった。六九三―四頁で、著者は、景泰政權は、人的側面からみれば、英宗歸還推進派と反對派の集合體であったと分析し、歸還實現後は、于謙の権力・發言力は低下したであろうこと、政治の動向に明廷内の官界世論が大きく影響し、時には皇帝といえども抗しきれない場合があることを指摘する。景泰政權は、土木の變という、いわばアクシデントの結果として發足したもので、英宗返還の過程で「エスタブリッシュメントなき政權」となったと評價する。

四

次にいくつか氣附いた點について述べたい。前編・第二章で、英宗の親征は事前に周到に準備されており、倉卒かつ無計畫なものではなかったとされた。その論據として①廣範な動員、②『明實錄』正統一四年七月庚寅の條により、「一人當り一ヶ月分という支給によって生じる行糧の膨大な絶対量とその準備」(一〇八頁)は事前の集積がなければ不可能であることをあげ、一〇六頁で同條の訓讀を示された。その原文は、

命在京五軍神機三千等營官軍操練者人賜銀一兩胖襖袴各一件
鞋二雙行糧一月作炒麥三斗兵器共八十餘萬又每三人給驢一頭爲
負輜重把總都指揮人加賜鈔五百貫

であるが、訓讀では、京營の軍士一人に支給されたものを銀一兩・胖襖袴各一件・鞵鞋二雙・行糧一月・作炒麥三斗とし「行糧一月」と「作炒麥三斗」を別のものとされた。しかし萬曆『大明會典』卷三九・行糧馬草に

又令、各處選調在京操備官軍、月支行糧三斗。

とあり、この規定が出動する京營軍に適用されたこととみられるが、行糧一月分が三斗である。實錄の記事は炒麥三斗を作って一月分の行糧に當てたとみる方が適當なのではないか。又、動員された兵力が明らかでない。京營の兵力は、額面上の員數はともかく、實數は時期による變化もあり、確定しづらい。しかし、著者は一一九頁で『菽園雜記』卷五の二五萬とする記事や一二四頁で『皇明世法錄』卷四四、萬曆『大明會典』卷一三四、或いは『明實錄』宣德五年一二月丙戌の條により、宣徳初の京營軍を二一―四萬、成化初の兵

力を一二萬としておられる。又、青山治郎氏は天順初の兵力を二三萬餘としてゐる。宣徳→成化の兵力は一二→二五萬人の間にみてよからう。土木の變に出勤した兵力を假に二〇萬人とすると、支給された行糧は六萬石となる。元來、一衛の一ヶ月の俸給・月糧には約一萬石が必要で、洪武朝の規定では、各衛は二年分を備蓄することになつてゐた。現に南京では六〇〇萬石が備蓄されてゐた。正統朝の北京でこの規定が遵守されたか否かは必ずしも明らかではないが、少くとも在京七〇餘衛の月糧を賄う體制は整つていたわけだ。六萬石の行糧は一衛の六ヶ月分の給與額にすぎず、いわば微々たる量といわなければならぬ。勿論、戦闘要員の外にも多數の人員が動員されたので、支給總額は大巾に増加したと考えられるが、軍糧に關しては、急速な調達が不可能な數量とはいえないと思う。つまり、②だけでは事前の準備がなければ親征が不可能だったという論據にはなり難いということになる。唯、①に疑問の餘地はなく、著者の結論は正しいと思う。

又、第七章「優養制」の三六六～六九頁で、優養の對象について、二種の『大明會典』に「洪武」二十年令、京衛官老疾無子孫者、全俸優養。」とあり、京衛官に限定しているが、この典據となつたとみられる『明實錄』洪武二〇年七月庚辰の條所載の太祖の詔では「内外武臣之家」とある點に疑問を呈された。そして「會典のように洪武二〇年（一三八七）の詔の中の「内外武臣の家」を「京衛」と換言することの方が、むしろ誤解であるということになる。』（三三八頁）「會典は實錄の記事を誤つて讀み替えた可能性なしとはしない。」（四一八頁）と述べ、三六六・四一六頁でも同様の見解を示された。しかし、會典の規定が元になつた詔と異なる

ことはしばしばある。又京衛が外衛よりも優遇されたのは事實である。例えば『明實錄』洪武一五年一月丙辰の條に

命天下衛所軍士、所給月鹽、以鈔代之。時、西安衛千戶宋壽、領河東鹽六千四百餘斤、以給軍士、侵欺三千二百餘斤。事聞、上命戶部、悉準鹽價給鈔、免致所司爲姦。於是、戶部定議、京衛軍士、仍舊給鹽、外衛以鈔代之。

とあり、太祖は「天下衛所軍士」を對象に、月鹽の折鈔支給を命じたが、戶部の検討の結果、實際の措置では、京衛のみは從來通り現物支給とされた。既に鈔價下落の甚しい時期で、現鹽の方が有利だったことはいうまでもない。京衛の優遇は、洪武朝では特に顯著だったように思われる。かかる例からみて、優養に關する會典の規定が、必ずしも誤りとはいえないように思う。

次に、一二六頁で、嘉靖二九年の庚戌の變後に新たに編成された新三大營に於いても、番上軍が高い比重を占めたであろうと豫測された。しかし、嘉靖→萬曆期には、番上制は『毛東塘奏議』卷一四「除宿弊疏」や『玉恩堂集』卷一「崇脩實政以裨安攘大計疏」にみられるように既に名存實亡の状態であつたとみられ、新三大營の兵力源は召募兵と家丁に移行してゐたと考えられる。

後編第九章六七〇～七一頁で、著者は、英宗歸還が急遽實現した原因として、景泰帝の對應の曖昧さを指摘された。國內では英宗歸還に消極的な「本音」を示す一方で、エセン宛ての敕書では、歸還を望み、使者の楊善・趙榮らが奉迎の爲のものであるかの如き書き方をしてゐたが、これはモンゴル向けの「建て前」で、兩者を「二枚舌的」に使ひ分けていたのだとする。エセンが景泰帝の眞意を付度できず、英宗を歸還させてしまつたと述べる。しかし、エセン側

に、敎書の記述と異なる景泰帝の意嚮を忖度する必要があったであろうか。又、二つの態度を使い分けるのならば、國內の奉迎推進派には建て前を、エセンには歸還させないような本音を示すが普通ではなからうか。この部分の論理はやや不自然な感じがする。

以下は細い點だが、後編第七章六〇八頁で『少保于公奏議』の記事を引用し「飽養馬匹」を「飽くまで馬匹を養い」と譯出された。

これは、馬匹に飽食させて飼養するの意であらうから、やや語感が異なると思う。又、後編第八章六三九頁で、『明實錄』景泰元年六月壬辰の條を示し、于謙らはモンゴル軍が掠奪しないのは英宗送還を名目としている爲だと考えていたと述べられた。其の意味ならば「恐」は「擁衆」の句の前に来るのではなからうか。ここでは「恐」は動詞に讀んで、以下のことを警戒すべきであるとした方が適當ではないか。終章六七九～八〇頁で『明實錄』景泰元年七月己巳の條を引用し「潛自藏躲中國留、他何用、」と句讀を附されたが「潛自藏躲中國、留他何用、」が適當ではなからうか。

後編第五章五五一頁で『明實錄』正統一四年一〇月乙卯（八日）の條により、北京の九門に配置された諸將名を示されたが、「武進伯子朱暎」には註を附した方が親切ではなからうか。「暎」は「英」の誤りであらうが、『明史』于謙傳では「武進伯」とある。しかし、『明功臣襲封底簿』卷三で確認すると、陽和で第二代武進伯朱冕が戰死した後、朱瑛が襲封したのは一〇月一四日で、それは實錄にも見える。一〇月八日の段階では確かに「武進伯子」だったことがわかる。

五

前編の各章は、既に當該分野の古典としての評價が定まった論考なので、ここでは言及せず、後編についての印象を述べたい。政治史研究の難しさの一つは、當事者の意圖を直接的に示す史料が殆んどないということであらう。其れを補う爲に、表面に現れた大小の出來事や事件を丹念に把握し、その上で全體的な動向を鳥瞰することが必要だと思われる。いわば状況證據による判断が求められるわけで、甚だ難しい分野である。しかも、『英宗實錄』は、一連の政局の中で、結局勝ち残った勝者英宗の側からみた記録であり、そこから景泰帝や于謙の意圖をさぐるには、十分な注意が必要である。僅かな手掛りから當事者の意志を探るには、ある意味で當事者と同レベルの政治感覚が必要ということにもなる。本書において、個々の事實を確定するのに、著者が執拗なまでの努力を拂ったのは、正にその爲であらう。全體的な論理も整合性に富み、十分な説得力をもっていると思う。讀み進む中で、非劇の君主景泰帝、救國の英雄于謙といったイメージは大幅な修整を餘儀なくされる。著者は、景泰帝の即位を第一のクーデタ、奪門の變を第二のクーデタとみるという。甚だ新鮮な見解で、明代中期の政治動向を理解するのに大變有効であらう。土木の變とその前後の時期は、軍事面のみならず廣範な分野で重要な變化がみられ、研究すべき課題が多い。本書はその基礎となるべき論考で、今後、本書を抜きにしては土木の變前後の研究は行い得ないだろう。最後に附言すると、本書は七〇〇頁をこえる大著でありながら、誤植が非常に少なく、筆者が氣附いたのは僅か九ヶ所のみであった。著者の周到さを窺うことができる。

註

- (1) 『明代京營史研究』(響文社、一九九八年) 四七頁。
 (2) 『明實錄』洪武二年正月丁亥の條。
 (3) 拙稿『洪武朝の月糧について』(國士館大學文學部・人文學會紀要) 三三、二〇〇〇年二月。
 (4) 拙稿『嘉靖二十九年の京營改革について』(『東方學』六三、一九八〇年)

二〇〇一年二月 東京 國書刊行會

A5判 七〇二頁 二二〇〇〇圓

新村容子著

アヘン貿易論争——イギリスと中國——

岡本隆司

十五年ほど前、評者が中國近代史の研究らしきものをはじめたころ、四川アヘンに関する著者の論文を偶然、手にとり読んで受けた衝撃は、今でも生々しく思い出す。當時いわゆる廣東貿易を調べていたこともあって、中國のアヘンといえば、イギリスがもちこむものしかない、と思ひ込んでいたからだ。もちろん人眼にはいかにも噴飯物で、何も知らなかった、といってしまう、それだけのことである。しかしそのとき、衝撃を覺えた當の本人は、自分の無知を棚に上げて、研究の偏向を強く感じた。やがて無知を自覺し、知識がついてくるにつれ、自分の思い込みも修正できたはずのだが、最初の感覺はいまなお、つきまとって離れない。

そうした感覺のなせるわざか、評者は以來ずっと、著者の研究に注目し、論文が出るたび、缺かさずくりかえし讀んできた。愛讀者を自任してはばからない。著者が進めてこられた研究の集大成たる本書の上梓は、そんな評者にとっても、感慨深いものがある。

前篇 イギリスにおけるアヘン貿易論争

第一章 イギリス人のアヘン貿易觀(一九九八年四月)

第二章 オールコックとアヘン貿易(一九九九年一月)

第三章 イギリスにおけるアヘン貿易反對運動と中國(一九九